

い〜な^{1〜7} ふくおか・子ども週間♡



毎月1〜7日は、「い〜な^{1〜7}」ふくおか・子ども週間です。
個人、企業（職場）、地域など、それぞれの立場でできることに取り組んで、
子どもや子育てに優しいまち「ふくおか」を目指しましょう！

令和8年8月作成

発行
福岡市こども未来局こども見守り支援課
福岡市中央区天神1-8-1
電話 711-4762
FAX 733-5534

ひとり親家庭 ガイドブック

令和8年度



ひとりで頑張っているあなたへ

みんなですさえる

ひとりのあなたを

ひとり親家庭情報ポータルサイト
たよって
FUKUOKA

ひとり親家庭情報ポータルサイトができました。

ひとり親(シングルママ・シングルパパ)とそのお子さん、
ひとり親になる準備をしている方に向けた情報サイト「たよって」を作りました。
ひとりひとりの背景は違っても、サポートが必要なのは同じ。
すべてのひとり親家庭が、愛情深く健やかな子育てを実現するための
頼れる・役立つポータルサイトです。

ひとり親家庭情報ポータルサイト たよって 検索



本書をご覧になる前に >

紹介している内容は、特に日付の表示があるものを除き、令和8年4月1日現在のものです。



マークは、母子家庭が利用できることを表しています。



マークは、父子家庭が利用できることを表しています。

制度によっては、上記の表示があっても要件に該当しない場合は利用できないことがあります。

ご利用にあたっては、事前に問い合わせ先へご確認ください。

ひとり親家庭に関すること、子育てについて相談したい

相談窓口

◆ひとり親家庭支援センター	1・2
◆家庭児童相談室（各区子育て支援課）	3
◆子育て支援コンシェルジュ	3
◆福岡市児童家庭支援センター	4
◆こども総合相談センター（えがお館）	4
◆産前・産後母子支援センター	5
◆生活自立支援センター	5
◆養育費・親子交流について	6～10

ひとり親家庭に対する手当や助成について知りたい

手当・助成

◆児童扶養手当	11・12
◆ひとり親家庭等医療費助成制度	13
◆災害遺児手当	14
◆子ども習い事応援事業	15

住まいに関することについて知りたい

住居

◆市営住宅の優遇制度	16
◆居住支援法人による入居支援や生活支援等	16
◆母子生活支援施設	17
◆子育て世帯市内引越し応援事業	17
◆三世帯同居・近居住替え支援事業	18

仕事を探したい、仕事につながる資格を身に付けたい

仕事

◆マザーズハローワーク天神	19・20
◆福岡市立ひとり親家庭支援センター（就業支援）	21・22
◆高等職業訓練促進給付金	23
◆高等職業訓練促進資金貸付事業	24
◆自立支援教育訓練給付金	25
◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	26

子どもを預けたい

保育援助等

◆幼児教育・保育の無償化	27・28
◆保育施設等	29～31
◆家庭的保育事業	32
◆小規模保育事業	32
◆事業所内保育事業	32
◆居宅訪問型保育事業	32
◆認可外保育施設	33
◆企業主導型保育事業	33
◆ベビーシッター派遣事業	34
◆病院・病後児デイケア事業	35・36
◆福岡ファミリー・サポート・センター	37・38
◆一時預かり事業	39
◆「福岡市型」こども誰でも通園制度	40
◆子どもショートステイ	40
◆ひとり親家庭等日常生活支援事業	41
◆放課後児童クラブ	42

子どもの学費についての助成や貸付について知りたい

子どもの学費

◆【小・中学生】学用品費などの援助（就学援助）	43
◆高校生等への修学支援制度（就学支援金制度等）	43
◆修学資金貸付・奨学金制度	44

ひとり親家庭が利用できる貸付制度について

貸付

◆母子父子寡婦福祉資金貸付金制度	45・46
------------------	-------

遺族年金について

遺族年金

◆国民年金（遺族基礎年金）	47
◆厚生年金（遺族厚生年金）	48

問い合わせ先

お問い合わせ

	49・50
--	-------

ひとり親家庭支援センター



福岡市立ひとり親家庭支援センターは、ひとり親家庭及び寡婦の方からのさまざまな相談に応じるとともに、就業支援講習会などを行い、ひとり親家庭等の自立を支援する福祉施設です。

1 就業相談

職業の適性や就業へ向けた意欲の形成など、それぞれの家庭の状況や就業経験などに応じて、就業相談員が適切なアドバイスを行います。

また、履歴書・職務経歴書の添削や、模擬面接など具体的なアドバイスも行います。

※他にも、様々な就業支援を行っております。

詳細は、21・22ページをご覧ください。

2 法律相談

養育費の取り決め、親権、金銭トラブルなど、法律上の問題について、女性弁護士が相談をお受けします。

▶法律相談：毎週土曜日 14時～16時（事前予約制）

3 生活相談

離婚、子育て、生活設計、経済的なことなど、生活上の問題について、生活相談員が相談に応じ、情報提供を行います。

4 心の相談

心の不調を感じている方に、心療内科・精神科医師（女性）が相談に応じます。

▶心の相談：月1回（日曜日）13時30分～15時30分（1回50分・事前予約制）

◎相談業務の受付時間ご案内

（時）

種別／曜日	日	月	火	水	木	金	土
就業相談	9:15-17	休館日	9:15-18		12-20:45		
法律相談	—		—	—	—	—	14-16 (要予約)
生活相談	9-17:30		9-21				
心の相談	月1回 13:30-15:30 (要予約)		—	—	—	—	—

※祝日の相談時間は日曜日と同じです。

※休館日：毎週月曜日、12月29日～1月3日

※相談は無料です。

5 その他催し

ひとり親家庭の子育てひろば

ひとり親家庭のお母さん、お父さんがリフレッシュできるよう、生後3か月～小学校の3年生までのお子さんをお預かりします。
(利用料無料・予約が必要です)

毎月1回 第1日曜日 11:30～16:30

母子家庭のおしゃべり会

母子家庭のお母さんたちが、それぞれの思いを心置きなく話せる場です。
互いの経験を共有し、支え合う交流の場としましょう。
お子さんは託児室で保育士が預かります。(託児は予約が必要です)

毎月1回 第3日曜日 13:30～15:30

グリーフ・ケアおしゃべり会

死別ひとり親家庭の親たちが気軽に参加でき、心置きなく話せる場です。
互いの経験を共有し、支え合う交流の場としましょう。(予約が必要です)
お子さんは託児室で保育士が預かります。

年2回(5月、11月) 第5日曜日 13:30～15:30

ひとり親家庭のつどい

ひとり親家庭の親子が、自由に集えるセンターのイベントです。
午前は、ひとり親に役立つ内容の講演会、午後は、親子で楽しめるワークショップを開催します。

11月の第3日曜日

◆お気軽にお問い合わせ、ご利用ください。

問い合わせ先



●福岡市立ひとり親家庭支援センター

福岡市中央区大手門2丁目5-15

☎ 715-8805

家庭児童相談室（各区子育て支援課）

各区子育て支援課の家庭児童相談室では、市民の皆様にとって身近なところで、子どもについての相談や家庭の問題に関する相談、ひとり親家庭の自立支援に関する相談などを受け付けております。

問い合わせ先

●各区 子育て支援課 家庭児童相談室
※9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）
▶49・50ページへ

子育て支援コンシェルジュ

子育て期のいろいろな悩みごと・困りごと等について、コンシェルジュがそれぞれの家庭のニーズに合わせて、必要な情報の提供や適切なサービス・支援機関の紹介などを行います。

◆相談時間

窓口によって、相談時間が異なるため、お問い合わせください。

●区の子育て支援コンシェルジュ

各区子育て支援課こども家庭福祉係（子育て支援コンシェルジュ）にお問い合わせください。（45・46ページへ）

●子どもプラザの子育て支援コンシェルジュ

※各プラザの休館日に加え、12/29～1/3も休館します。

施設名	電話番号	休館日
東区香椎子どもプラザ	092-692-4334	毎週月曜、毎月第3日曜
東区三苫子どもプラザ	092-692-6267	毎週水曜、毎月第2日曜
博多区山王子どもプラザ	092-215-4437	毎週日曜、毎月最終月曜、12/28
中央区子どもプラザ	092-741-3564	毎週月曜（祝日の場合は翌日）、毎月末日（日曜又は祝日の場合は翌日）、12/28
南区おおはし子どもプラザ	092-511-3561	毎週月曜（祝日の場合は翌日）、毎月末日（日曜又は祝日の場合は翌日）、12/28
城南区子どもプラザ	092-831-4212	毎週土曜、毎月最終月曜
早良区西南子どもプラザ	092-846-9207	毎週日曜、毎月第1月曜、8/13～8/15、12/25
西区徳永子どもプラザ	092-407-5969	毎週月曜、毎月最終木曜

福岡市児童家庭支援センター

育児不安、発達や障がいに関する心配などの家庭からの子育てに関する相談を休日・夜間にお受けします。面談による相談となりますので、事前予約が必要です。

利用料金 無料

手続き 下記のいずれかの施設へ電話予約をしてください。

◆ちあふる

場所 福岡市東区宮松2丁目27-33
予約電話 (092) 612-2020（対応時間は利用時間と同じ）
利用時間 平日………17時00分から20時00分まで
土・日曜日・祝日………10時00分から17時00分まで
※毎週木曜日、年末年始は休業

◆SOS子どもの村

場所 福岡市中央区赤坂1丁目3-14 3階
予約電話 (092) 737-8656（対応時間は利用時間と同じ）
利用時間 平日………17時00分から20時00分まで
土・日曜日・祝日………10時00分から17時00分まで
※毎週水曜日、年末年始は休業

◆はぐはぐ

場所 福岡市南区長住3丁目2-6
予約電話 (092) 408-1985（対応時間は利用時間と同じ）
利用時間 平日………17時00分から20時00分まで
土・日曜日・祝日………10時00分から17時00分まで
※毎週火曜日、年末年始は休業

◆SOS子どもの村西部

場所 福岡市西区姪の浜3丁目27-11
予約電話 (092) 707-7860
利用時間 平日………17時00分から20時00分まで
土・日曜日・祝日………10時00分から17時00分まで
※毎週月曜日、年末年始は休業

こども総合相談センター（えがお館）

えがお館はこどもや保護者を対象に、こどもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。

こどもに関する「どこに相談したらよいかわからないこと」は

迷わずにご相談ください！！

こども本人からの相談もOK！！

◀相談電話

24時間

092-833-3000

◀女の子専用相談電話

●女性相談員がお受けします

9:00～17:00

092-833-3001

※いずれも年中無休（年末年始を除く）

産前・産後母子支援センター（予期せぬ妊娠・出産に関する支援）

予期せぬ妊娠や出産にお悩みの方の相談をお受けします。相談者の生活、福祉課題の解決に向けて、妊娠期から産後期まで継続した支援を提供します。

◆対象となる方

福岡市内に居住している、予期せぬ妊娠や出産にお悩みの方

（例）○妊娠して精神的、社会的に困難な状況にある方

○健診や出産費用がない方

○妊娠を誰にも相談できない方

※産む、産まないにかかわらず、匿名でご相談できます。

◆利用日・利用時間

年中無休・24時間対応

（月曜日～金曜日8時～17時は、専門スタッフが対応します。）

問い合わせ先

●産前・産後母子支援センター「Comomotie(こももティエ)」

福岡市早良区百道3丁目18-8

☎ 400-0780



生活自立支援センター

福岡市生活自立支援センターは、生活や仕事にお困りの方を対象に支援を行う無料相談窓口です。

生活自立支援センターでは、次のような相談をお受けします。

- ・入学準備のお金がない
 - ・家賃を滞納している
 - ・仕事が見つからない
 - ・借金をどうしたらいいかわからない
 - ・お金の管理が苦手
- まずは、お電話でご相談ください。

対象となる方 福岡市内にお住まいの方（生活保護受給中の方は除く）

利用時間 平日9:00～17:00

休館日 土・日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）

ホームページ <https://jiritsu-support.fukuoka.jp/>

問い合わせ先

●生活自立支援センター

福岡市中央区天神1丁目4-2 エルガーラオフィス7階

☎ 0120-17-3456（フリーダイヤル）

※各区役所に分室があります。



養育費・親子交流について



◆養育費について

養育費とは、子育てに必要な費用のことです。一般的には、子どもが経済的・社会的に自立すべき時期（例えば、大学卒業）までに要する、子どもの衣食住、教育、医療等に必要なお金です。

親権の決め方にかかわらず、父母は、お互いの収入等に従って養育費を分担する必要があります。養育費は、子どもの健やかな成長のために大変重要なものです。離婚に伴って、子どもと離れて暮らすこととなった親であっても、養育費を支払って、子どもの成長を支える必要があります。また、子どもと一緒に暮らす親は、子どものためにこの権利を適切に行使しなければなりません。

◆養育費の取り決め方

養育費は、話し合いや、裁判所の調停などで決めることができます。話し合いで決める場合には、支払われなかったときに差押え等の制度があるので、特に養育費・婚姻費用については、双方の署名・押印のある文書で定めるようにしてください。

◆親子交流について

親子交流とは、子どもと離れて暮らす親が、子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することです。

子どもは、「自分のせいで離婚してしまったのではないか？」とか、「親は自分のことを嫌いになってしまったのではないか？」などと不安な気持ちになることもあります。親子交流は、父母それぞれの立場から、子どもが悪いのではないこと、父母双方が子どものことを大切に思っていることを伝える方法の一つです。適切な親子交流は、子どもの健やかな成長と幸せにつながると考えられます。

ただし、親子の安全・安心を確保することができないなど親子交流が子の利益に反する場合には、無理な親子交流は相当でないと考えられます。

安全、安心な話し合いが難しいときは、無理に話し合う必要はありません。弁護士等の支援や家庭裁判所の調停、審判等を利用してください。

養育費・親子交流についての取り決め内容や方法、その他の詳細は、法務省ホームページよりご確認ください⇒



※このページは法務省作成「離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ 子どものための共同養育計画書」を引用しています

親権・養育費・親子交流などのルールが新しくなりました

子どもの健やかな成長と未来のことを一番に考え、離婚後の親の責任、養育費や親子交流についてなど、離婚後の子どもの養育に関する法律が見直されました。(2026年4月1日に施行) 主な改正内容は以下のとおりです(※)。

◆親の責務に関するルールの明確化

子どもの未来を担う親として親権や婚姻関係があるかどうかに関わらず、子どもを育てる責任と義務についてのルールが明確にされました。

〈親の責務に関するルール〉

- ・子どもの人格の尊重
- ・子どもの扶養
- ・父母間の人格尊重・協力義務
- ・すべては子どもの利益のために

◆離婚後の親権に関するルールの見直し

新たな選択肢が広がり、1人だけが親権を持つ【単独親権】のほかに、離婚後に父母2人ともが親権を持つ【共同親権】の選択ができるようになります。

〈共同親権の場合〉

日常のことは、一方の親で決められますが、大切なことは父母2人で話し合ひましょう。ただし、緊急のケースは一方の親が決めることができます。

◆養育費の支払い確保に向けた変更点

子どもの生活を守るため、養育費を確実に、しっかりと受け取れるように新たなルールの創設やルールの見直しが行われました。

〈変更点〉

- ・取り決めの実効性アップ
- ・法定養育費制度が設けられました(子一人当たり月額2万円)
※養育費が決まるまでの暫定的、補充的なものです
※施行後に離婚した場合が対象です
- ・裁判手続きがスムーズになりました

◆安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

子どものことを最優先に、親子交流や父母以外の親族との交流に関するルールが見直されました。

〈見直されたルール〉

- ・親子交流の試行的実施
- ・婚姻中別居時の親子交流
- ・父母以外の親族と子どもの交流

詳しくは、福岡市ひとり親家庭情報ポータルサイト「たよって」をご確認ください⇒



※このページはこども家庭庁作成「ひとり親家庭のためのみらい応援ガイド」を引用しています

養育費に関する公正証書等作成支援事業



ひとり親家庭の母又は父が、養育費の取り決めにかかる公正証書等を作成したときに、その作成費用等を補助します。

◆対象者

公正証書等を作成した福岡市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- ・養育費の取り決めに係る経費を負担していること
- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ・養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満の者)を現に扶養していること
- ・過去に養育費の取り決めの対象となる児童にかかる養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金の支給を受けたことがないこと

◆対象となる経費

- ・公証手数料令に定められた公証手数料(養育費に関する部分のみ)
- ・調停の申し立てや裁判用の収入印紙代(養育費に関する部分のみ)
- ・戸籍謄本等、公的書類の作成に必要とされた添付書類取得費用
- ・公的機関が定めた連絡用の郵便切手代
- ・審判確定証明書等取得費用

※調停等における弁護士等の費用は対象外です。

◆補助額

対象経費の全額(上限5万円) ※原則1人1回限り

◆申請方法・申請期日・申請窓口

事前に福岡市立ひとり親家庭支援センターへ、申請に必要な書類などをお問い合わせください。その後、公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内に、必要書類を揃えて同センターにお申し込みください。

※区役所での受付はできません。

※対象となるご本人が申請してください。

問い合わせ先



●福岡市立ひとり親家庭支援センター

福岡市中央区大手門2丁目5-15

☎ 715-8805

時間

火～土曜 9:00～21:00
日曜・祝日 9:00～17:30
(月曜日・年末年始を除く)

養育費保証支援事業



ひとり親家庭の母又は父が、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助します。

◆対象者

保証会社と養育費保証契約を締結した福岡市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること
- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ・養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ・過去に養育費の取り決めの対象となる児童にかかる養育費保証支援事業補助金の支給を受けたことがないこと

◆対象となる経費

養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

◆補助額

対象経費の全額（上限5万円）※原則1人1回限り

◆申請方法・申請期日・申請窓口

事前に福岡市立ひとり親家庭支援センターへ、申請に必要な書類などをお問い合わせください。その後、養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に、必要書類を揃えて同センターにお申し込みください。

※区役所での受付はできません。

※対象となる本人が申請してください。

問い合わせ先



●福岡市立ひとり親家庭支援センター
福岡市中央区大手門2丁目5-15

☎ 715-8805

時間

火～土曜 9:00～21:00
日曜・祝日 9:00～17:30
(月曜日・年末年始を除く)

----- 養育費・親子交流についてのご相談は -----

◆養育費・親子交流相談支援センター <https://www.youikuhisoudan.jp>

電話相談：0120-965-419（携帯電話の場合は03-3980-4108）

相談時間：月・火・木・金曜日 10:00～20:00 水曜日 12:00～22:00

土曜・祝日：10:00～18:00

メール相談：info@youikuhisoudan.jp

◆福岡市立ひとり親家庭支援センター（生活相談、就業相談もお受けしています。）

電話番号：092-715-8805 FAX：725-7720

所在地：中央区大手門2-5-15

月曜日及び12月29日～1月3日はお休みです。

相談方法：面接相談、電話相談

相談時間：火～土曜日 9:00～21:00

日曜・祝日 9:00～17:30

法律相談：毎週土曜日 14:00～16:00（要 事前予約）

◆福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」（離婚全般に関するご相談もお受けしています。）

電話番号：092-526-3788

所在地：南区高宮3-3-1

相談方法：電話相談、面接相談（要予約）

相談時間：月～日曜日 10:00～16:30

（第2・最終火曜日及び12月28日～1月3日はお休みです。）

毎月第2・4月曜日 10:00～20:00（祝日を除く）

法律相談：毎月第1～4水曜日 13:00～16:00（要 事前予約）

毎月第4月曜日 18:00～20:00

（要 事前予約・お仕事をお持ちの方）（いずれも祝日を除く）

◆ひとり親家庭支援センターで、 養育費・親子交流セミナーを開催いたします。

養育費・親子交流セミナー

「養育費」・「親子交流」についての基本的な知識を得て、将来にわたる養育費の受け取りや、親子交流に役立てるセミナーを年3回開催します。

令和8年度の開催日

第1回 令和8年6月14日 第2回 令和8年10月15日

第3回 令和9年2月20日

◇お申込みは、福岡市立ひとり親家庭支援センターまでお問い合わせください。

児童扶養手当



ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進するために、父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童がいる場合に支給される手当です。また、父または母が一定の障がいの状態にある場合も支給されます。

◆対象者

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人、障がい児については20歳未満）を監護している母（父）または母（父）に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ②父（母）が死亡した児童
- ③父（母）が法令に定める程度の障がいの状態（年金の障がい等級1級程度）にある児童
- ④父（母）の生死が明らかでない児童
- ⑤父（母）から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- ⑦父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童

◆次のいずれかに該当するときは、この手当は支給されません。

- ①婚姻の届出はしていなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき。
- ②手当を受けようとする母（父）または養育者の住所が日本国内にないとき。
- ③対象児童の住所が日本国内にないとき。
- ④対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通所施設を除く）や少年院等に入所しているとき。
- ⑤手当よりも高額な国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金、恩給などの公的年金等を受けることができるとき。
- ⑥定められた額以上の所得があるとき。

◆必要な手続き

児童扶養手当を受けるためには、申請が必要です。
お住まいの区の子育て支援課にご相談ください。

●手当の月額

	令和8年4月分～	
	全部支給	一部支給
児童1人目	48,050円	48,040円～11,340円
児童2人目以降の加算額（1人につき）	11,350円	11,340円～5,680円

※所得に応じて、全部支給と一部支給があります。

●所得制限限度額表

（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人（※を除く）		孤児等の養育者（※） 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000	2,080,000	2,360,000
1人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3人	1,830,000	3,220,000	3,500,000
以降1人につき	380,000加算	380,000加算	380,000加算

受給資格者および同居の扶養義務者の前年の所得（1月から9月までの間に請求する場合は前々年所得）が、表の限度額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部、又は一部が支給停止になります。

JR通勤定期乗車券の割引（児童扶養手当受給者世帯を対象）

児童扶養手当受給者世帯は、3割引でJR通勤定期乗車券を購入できます。
（通学定期は対象外です。）

◆手続き方法

定期券を購入する前に、お住まいの区の子育て支援課へ下記のものをお持ちください。「特定者資格証明書」「乗車券購入証明書」を後日、郵送で交付します。交付された証明書等を駅の窓口に出し、定期券を購入してください。

- 必要なもの**
- 定期券を購入する方の写真
（最近6か月以内に撮影したもの、正面上半身、縦4cm×横3cm）
 - 児童扶養手当証書

問い合わせ先



●各区 子育て支援課 こども家庭福祉係

▶49・50ページへ

ひとり親家庭等医療費助成制度



母子家庭のお母さんとお子さん、父子家庭のお父さんとお子さん、父母のないお子さんの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行います。

◆助成を受けることができる人

市内にお住まいで、健康保険に加入しており、次のいずれかに該当する人

- ①母子家庭の母及び児童
- ②父子家庭の父及び児童
- ③父母のない児童

※児童の18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までが対象です。

※①については児童の父が、②については児童の母が重度の障がいの状態（年金の障がい等級1級程度）である場合があります。

※ただし、次に該当する人は助成を受けることができません。

- ・生活保護を受けている人
- ・小学校就学前の乳幼児で、子ども医療費の助成を受けることができる人
- ・前年（1月から9月の申請の際は前々年）の所得（一定の控除後の額）が一定額以上の人（児童扶養手当の一部支給準拠）
- ・婚姻の届出をしていなくても、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合

◆助成の範囲

健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額のうち、下記の費用を除いた額を助成します。

1 医療機関あたり

- ・通院 800円／月まで（18歳に達する年度末までは500円／月まで。）
- ・入院 500円／日（月7日まで）（18歳に達する年度末までは自己負担なし。）

※薬局での自己負担はありません。

※自立支援医療などの公費負担が適用される人は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額から上記の費用を除いた額を助成します。

※入院中の食事代や個室代、健康診断、歯科の特殊な材料などの健康保険がきかない費用は、助成の対象となりません。

◆申請手続き

助成を受けるためには申請が必要です。

申請に必要なもの

- 対象者全員の健康保険の資格が確認できるもの（保険の資格取得日（適用開始年月日）の記載があるもの
※資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの保険資格情報、マイナンバーカードのうち1つ
- 戸籍謄本
- 児童扶養手当証書または遺族基礎年金証書など
- 所得証明書（市外から転入した場合などに必要になることがあります。）
- その他必要書類（お住まいの区役所窓口へおたずねください。）

その他の医療費助成制度

- 子ども医療 ひとり親家庭等に該当する場合は小学校就学前の乳幼児が対象
- 重度障がい者医療 身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度（A）判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人が対象

問い合わせ先

- 各区 保険年金課 保険係
- 入部出張所保険・福祉係
- 西部出張所保険係

▶49・50ページへ

災害遺児手当



交通事故、労働災害、その他不慮の災害により父母又はその一方を失った（重度障がい者となった場合を含む）児童を扶養している保護者に対して、児童の健全な育成及び福祉の増進を図るため支給する手当です。

なお、手当は、申請をしなければ受給できません。

◆受給要件

- ①交通事故、労働災害、その他不慮の災害により、現に扶養を受けていた父母又はその一方を失った（重度障がい者となった場合を含む）義務教育修了前の児童を扶養していること。
- ②保護者及び児童ともに、市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されていること。

◆支給額

児童1人につき月額 4,000円

◆申請手続き

申請の前に、住所地の区役所 子育て支援課で、申請に必要な書類などの確認を行ってください。

その他の手当

●児童手当

（高校生（年代）までの児童が対象）

●第3子手当

（小学校就学前の3年間の期間にある3番目以降のお子さんを家庭内養育しているとき）

●特別児童扶養手当

（障がいのある20歳未満の児童が対象）

※いずれの手当も所得制限などの要件がありますので詳しくはお尋ねください。

問い合わせ先

- 各区 子育て支援課 こども家庭福祉係

▶49・50ページへ

子ども習い事応援事業



子どもの将来が生まれ育った環境に左右されずに、個性や能力を伸ばし、自己肯定感を育めるよう、電子クーポンを交付し、習い事にかかる費用を助成します。

※WEB が利用できない場合はカード型クーポンを交付します。

◆対象者

生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯等（＊）のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者

＊ひとり親家庭等医療費助成制度対象者も含む

◆クーポン交付額（助成額）

子ども一人あたり年額12万円分（毎月4月1日に交付、有効期間は年度末まで）

※年度の途中で対象になった場合は年額12万円を月割した額。

※申込完了した日から利用できます。

※有効期間内に対象者の要件を満たさなくなった場合は、それ以降クーポンの利用はできません。

◆クーポンが利用できる教室等の種類

- ・文化教室（例：音楽、美術、書写、そろばん、パソコン、プログラミング、英語塾・英会話教室 等）
 - ・スポーツ教室（例：水泳、体操、野球、サッカー、テニス、武道、ダンス 等）
 - ・学習塾等（例：学習塾、家庭教師、オンライン学習塾 等）
- ただし、本事業に事前登録している教室等のみ利用可能。

◆対象となる経費

- ①初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代等）
- ②月謝、受講料
- ③試験料、学力テスト料等
- ④通信費用
- ⑤道具、教材、教具代
- ⑥ユニフォーム、制服代
- ⑦その他、福岡市が必要と認めるもの

※レッスンや授業を受けるために登録教室等に支払うものに限り対象とする。

◆申請手続き

対象となる方には福岡市から案内文をお送りします。文書が届きましたら、その内容に沿って申請のお手続きをお願いします。

事業内容やよくあるお問い合わせは専用サイトでもご案内しています。



問い合わせ先

●福岡市子ども習い事応援事業運営事務局

☎ 0120-400-840 FAX 092-510-1756

時間：月～土 9:00～18:00（日曜・祝日・12/28～1/3休み）

市営住宅の優遇制度



◆入居者募集

住宅にお困りのひとり親世帯の方については、年4回（5月、8月、11月、2月）、抽選で入居を決定する「定期募集」において、抽選優遇制度があります。

また、対象の住宅に限り、一定の収入基準を満たす場合は、申込みを随時受け付け、空き家が出た段階で入居者を決定する「随時募集」制度もあります。

問い合わせ先

●市住宅供給公社（市営住宅センター）募集課募集係

☎ 271-2561

◆収入認定

ひとり親世帯の方は、入居者資格や家賃算定において、収入基準の緩和やひとり親控除の適用があります。

問い合わせ先

●市住宅供給公社（市営住宅センター）業務課調査係

☎ 271-0901

●その他の公営住宅などの問い合わせ先

住宅種別	問い合わせ先	電話番号
県営住宅	福岡県住宅供給公社	713-1683
UR都市機構	UR福岡営業センター	722-1101

居住支援法人による入居支援や生活支援等



居住支援法人では、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）に対して、民間賃貸住宅の情報提供や家賃債務保証、入居後の生活相談サービスの提供などの支援を行っています。

詳細は一覧表の登録法人へ直接お問い合わせください。

※居住支援法人をお探しの方はこちら

居住支援法人とは、各都道府県が指定し、住宅確保要配慮者への入居支援や生活支援などを行う民間団体です。



母子生活支援施設



18歳未満の子どものを養育している母子家庭等のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育を十分にできない場合に、子どもと一緒に入所できる施設です。

施設では、職員がお母さんの相談に応じたり、できるだけ早く働くなどして自立できるように、生活や教育、就職などの支援を行います。

(注)・母子生活支援施設は、母子家庭向けの無料の住宅ではありません。

- ・所得に応じた費用の負担があります。
- ・満室の場合があります。



問い合わせ先

- 各区 子育て支援課 家庭児童相談室 ▶49・50ページへ

子育て世帯市内引越し応援事業



市内に住み続けたい子育て世帯への支援として、住宅取得費や家賃、引越し費用等を助成します。

◆対象

18歳以下の子どもがいるか妊娠中の世帯で、転居前も市内に居住し、市内で転居を行う世帯であること

※その他、面積・校区などの要件があります

◆助成額

- ・住宅取得（購入）費・・・20万円×最長5年間
- ・民間賃貸住宅家賃・・・10万円×最長5年間
- ・引越し費用等・・・・・・基本上限額15万円※多子世帯は5万円引き上げ

◆募集期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日

※申請は転居日から1年以内・予算の範囲内で先着順です。

申請方法や要件の詳細は、市ホームページ（「福岡市子育て世帯市内引越し応援事業」）で確認するか、住宅計画課へお問い合わせください。



問い合わせ先

- 住宅計画課 ☎ 711-4279



三世帯同居・近居住替え支援事業



市内での三世帯同居・近居への支援として、住宅取得費や家賃、引越し費用等を助成します。

◆対象

子育て世帯（18歳以下の子どもがいるか妊娠中の世帯）又は親世帯等で、市内で三世帯での同居又は近居を行う世帯であること

※その他、面積などの要件があります

◆助成額

- ・住宅取得（購入）費・・・20万円×最長5年間
- ・民間賃貸住宅家賃・・・10万円×最長5年間
- ・引越し費用等・・・・・・基本上限額20万円※多子世帯は5万円引き上げ

◆募集期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日

※申請は転居日から1年以内・予算の範囲内で先着順です。

申請方法や要件の詳細は、市ホームページ（「福岡市三世帯同居・近居住替え支援事業」）で確認するか、住宅計画課へお問い合わせください。



問い合わせ先

- 住宅計画課 ☎ 711-4279



マザーズハローワーク天神



ハローワーク福岡中央（公共職業安定所）の付属施設です。子育てをしながら働くことを希望する方をはじめ、仕事と家庭の両立を希望される方を支援するハローワークとして職業相談、紹介、その他の支援を行っています。

「授乳室」や「キッズルーム」があり、安全サポートスタッフを配置してお子様の安全を見守りますので、お子様連れでも安心して利用できます。

LINEで就活ワンポイントやセミナー等の情報発信をしています。



1 求人の公開

求人検索パソコンのほか、「子育て応援求人」、「託児所あり求人」、「土日祝休求人」を掲示板に公開しています。

2 仕事の相談・紹介

希望に沿って丁寧な相談を行い、適した仕事を紹介します。
「オンライン」での相談も行っています（事前予約制）。

3 担当者制での職業相談（事前予約制）

「育児と仕事を両立して早く働きたい。でもどうしたらいいかわからない…」
そんな方は担当相談員と一緒に就職までの課題をクリアしていきましょう。

4 各種セミナーの開催（事前予約制）

仕事探しのポイント、ビジネスマナー、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー等就職に係る疑問や問題点を解説します。

生後6か月から4歳未満のお子様を対象に託児サービスを実施しています。
（事前予約制・先着順）

5 応募書類アドバイス（事前予約制）

履歴書・職務経歴書など応募書類の添削を経験豊かな相談員が行います。

6 保育・託児サポート情報提供

地域の保育施設や子育て支援情報を提供しています。

◆マザーズハローワーク天神の開庁時間

平日：午前10時～午後6時

開庁日：土・日曜日、祝日、年末年始

（安全サポートスタッフの配置時間等はお問い合わせください）

問い合わせ先

●マザーズハローワーク天神

福岡市中央区天神1丁目4-2 エルガーラ12階

☎ 725-8609



●マザーズハローワーク天神ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hw/kankatsu_shozaichi/kikan02/mh-tenjin-kitakyushu-top.html

ハローワーク福岡東、ハローワーク福岡南、ハローワーク福岡西には「キッズスペース」を備えた「マザーズコーナー」を設けています。

●その他のハローワーク

（開庁時間が変更となる場合がございますのでご注意ください）

名称・所在地	開庁時間	電話番号
ハローワーク福岡中央 （中央区赤坂1-6-19）	平日：8:30～17:15	712-8609
ハローワークプラザ福岡 （中央区天神エルガーラ12階）	平日：11:00～19:00 第2、4土曜日：10:00～17:00	716-8609
ハローワーク福岡東 （東区千早6-1-1）	平日：8:30～17:15	672-8609
ハローワーク福岡南 （春日市春日公園3-2）	平日：8:30～17:15	513-8609
ハローワーク福岡西 （西区姪浜駅南3-8-10）	平日：8:30～17:15	881-8609

※マザーズハローワーク天神及び上記ハローワークプラザ福岡では、雇用保険の失業給付に関する業務は取扱っていません。雇用保険に関することは、あなたのご住所を管轄するハローワーク（福岡中央・福岡東・福岡南・福岡西）にお尋ね下さい。手続時間も上記と異なる場合がありますのでご注意ください。

福岡市立ひとり親家庭支援センター(就業支援)



1 就業相談

職業の適性や就業へ向けた意欲の形成など、それぞれの家庭の状況や就業経験などに応じて、就業相談員が適切なアドバイスを行います。

また、履歴書・職務経歴書の添削や、模擬面接など具体的なアドバイスも行います。

2 就業支援講習会

就業に結びつく可能性の高い資格を取得し、技能を習得できるように、就業支援講習会を開催しています。

講習会の受講生の募集は、市政だよりでその都度お知らせしています。

講座の種類(変更する場合があります)

- ・介護職員初任者研修
- ・介護実務者研修(通信)
- ・介護福祉士受験対策講座
- ・色彩検定対策講座
- ・医療事務講座
- ・調剤事務講座
- ・日商簿記3級講座
- ・初めてのパソコン講座
- ・ワード・エクセル基礎講座
- ・ワード・エクセル実践講座
- ・ワード・エクセル検定対策講座
- ・パワーポイント講座
- ・初めてのwebページ講座
- ・メンタルヘルスⅢ種講座
- ・FP技能検定3級、2級講座
- ・正看護師専門学校受験対策講座
- ・レクリエーション介護士2級講座 など

3 就業支援サービス

自分のスキルや希望する雇用条件などを登録していただいた方へ、求人情報や講習会情報を電話やメール等で提供しています。

また、求人検索や履歴書・職務経歴書の作成に利用できるパソコンを設置しています。

4 無料職業紹介

センターで受け付けた求人を就業相談員が紹介します。応募希望の方には紹介状を発行します。

5 自立支援プログラム

ひとり親家庭等の親で就業による自立を目指している方に対して、策定員が面接しながら生活状況や課題等を把握し、自立目標や支援内容を個別に設定した「自立支援プログラム」を策定して、ハローワーク等の関係機関とも連携しながら就業・自立に向けて支援します。

◆対象者

ひとり親家庭等の親で、就業による自立に意欲のある方。(生活保護を受給している場合は対象となりません。)

※その他、生活相談・法律相談などのご案内は、1～2ページをご覧ください。

◎相談業務の受付時間ご案内

(時)

種別／曜日	日	月	火	水	木	金	土
就業相談	9:15－17	休館日	9：15－18		12－20：45		
自立支援プログラム	—		9－17				

※祝日の就業相談時間は日曜日と同じです。

※休館日：毎週月曜日、12月29日～1月3日

◆相談や講習会の受講費用は無料です。

※パソコン講座等で、検定を受ける場合は検定料が必要です。

◆センターで行う講習会では、生後3か月～小学生のお子さんの託児(無料)を行っています。

◆お気軽にお問い合わせ、ご利用ください。

問い合わせ先



●福岡市立ひとり親家庭支援センター
福岡市中央区大手門2丁目5-15

☎ 715-8805

高等職業訓練促進給付金



ひとり親家庭のお母さん（お父さん）が、就職に有利な資格を取得するために、養成機関において修業している場合に、上限を4年（一定の要件を満たす看護師の修業は5年）として、その修業期間について経済的な支援を行います。

◆対象者

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない方で、次のすべてに該当する方。

- ・福岡市内に住所がある。
- ・児童扶養手当を受給しているか、又は同等の所得水準にある。
- ・養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、対象となる資格の取得が見込まれる。
- ・仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる。
- ・過去に訓練促進給付金の支給を受けたことがない。

※求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、本給付金と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、対象外となります。

◆対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、理容師、きょう師、はり師、柔道整復師、助産師、言語聴覚士、臨床工学技士、歯科技工士、精神保健福祉士、2級自動車整備士 等雇用保険制度の

①専門実践教育訓練給付の指定講座

②特定一般教育訓練給付の指定講座

③一般教育訓練給付の指定講座（教育訓練給付制度検索システム「情報関係」の分野に限る）

※通学制を原則としますが働きながら資格取得を目指す場合等には、通信制講座を対象にできる場合があります。

◆支給額

○促進給付金

・市民税非課税世帯 月額10万円（修学最終年 月額14万円）

・市民税課税世帯 月額7万5千円（修学最終年 月額11万5千円）

20歳未満の児童を3人以上扶養している非課税世帯は、3人目以降1人につき1万円を上記金額に加算して支給します。

○修了支援給付金

・市民税非課税世帯 5万円

・市民税課税世帯 2万5千円

※促進給付金とは別に申請が必要です。（一定の要件があります。）

◆支給期間

修業期間の全期間（上限4年）※一定の要件を満たす看護師の修業は5年

※給付を受けようとする方は、**修業開始前**に手続きの方法等について必ずお問い合わせください。

※申請があった月の分からの支給となります。

※促進給付金を受給中に児童が20歳に到達しても、引き続き同一の養成機関で修業する場合は促進継続給付金等の対象となる場合があります。

問い合わせ先



●各区 子育て支援課 家庭児童相談室 ▶49・50ページへ

高等職業訓練促進資金貸付事業



①「入学準備金・就職準備金」

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す、ひとり親家庭の親に対して「入学準備金・就職準備金」をお貸しします。

②「住宅支援資金」

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対して「住宅支援資金」をお貸しします。

（注）以降、このページの①、②は①入学準備金・就職準備金、②住宅支援資金を指します。

◆対象者

①福岡市内に居住する、高等職業訓練促進給付金の受給者。（就職準備金については、養成機関卒業から1年以内に福岡県内で資格を活かして就職する方）

※専門実践教育訓練給付金等、その他の給付金や貸付金と併用できない場合があります。

②福岡市内に居住する、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方。

児童扶養手当を受給しているか又は同等の所得水準にある方。

※所得水準を超えた場合であっても1年間に限り引き続き対象となります。

◆貸付額

①入学準備金 50万円以内

就職準備金 20万円以内

②住宅支援資金 入居している住宅の家賃の実費（上限7万円）の12ヶ月の範囲内

◆金利

①連帯保証人を立てる場合は無利子（連帯保証人を立てない場合は年1%）

②無利子

◆免除

①養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、福岡県内で5年間勤務した場合。

②就業していない方が貸付を受けた時は、貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間就業を継続した場合。就業している方が貸付を受けた時は、より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就業を継続した場合。

問い合わせ先

①福岡市社会福祉協議会 生活福祉課

電話：月～金曜日 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

窓口：月～金曜日 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

☎751-1121

②福岡市子ども未来局子ども見守り支援課

月～金曜日 8：45～17：30（祝日・年末年始を除く）

☎711-4762

（母子・父子自立支援プログラムに関すること）

福岡市立ひとり親家庭支援センター ▶21・22ページへ

自立支援教育訓練給付金



ひとり親家庭のお母さん・お父さんが、就職につながる能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、支払った受講料の一部を助成します。

◆対象者

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない方で、次のすべてに該当する方。

- ・福岡市内に住所がある。
- ・母子・父子自立支援プログラム等の策定を受けていること。
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる。
- ・過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない。

◆対象講座

- ・雇用保険制度の①「一般教育訓練」②「特定一般教育訓練」③「専門実践教育訓練」の指定講座 ※②③については専門の資格を取得する講座に限ります。

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、**受講開始前に**申請書を受付窓口へ提出し、あらかじめ講座の指定を受けなければなりません。

◆支給額

1. 「雇用保険教育訓練給付金」を受けることができない方
 - (1) 上記①、②を受講する場合…受講料の60%（上限20万円）
 - (2) 上記③を受講する場合………受講料の60%（上限40万円／年）×上限4年間
ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合
………受講料の60%（上限40万円／年）×上限5年間
また、講座終了後1年以内に資格取得かつ就職等した場合
………受講料の25%を追加支給（上限20万円／年）×上限4年間
ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合
………受講料の25%（上限20万円／年）×上限5年間
2. 「雇用保険教育訓練給付金」を受けることができる方
上記支給額より、「雇用保険教育訓練給付金」を差し引いた額
※1(1)・2は受講修了後、1(2)は半年ごとの支給となります。

問い合わせ先



●各区 子育て支援課 家庭児童相談室
▶49・50ページへ

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業



ひとり親家庭のお母さん・お父さんが、就職につながる能力開発のために高卒認定試験合格対策講座（高等学校等就学支援金制度の支給対象となるものを除く。）の受講を開始した時、修了した時及び合格した時に、支払った受講料の一部を助成します。

◆対象者

- ①20歳未満の児童（修了後及び合格後の支給申請時点）を扶養するひとり親家庭の親又は児童（修了後・合格後の支給申請時点で20歳未満）で福岡市内に住所を有すること。
- ②母子・父子自立支援プログラム等の策定を受けていること。
- ③高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること。
- ④大学入学資格を取得していないこと。
- ⑤過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受けたことがないこと。

◆支給額

○通信制

- ①開始時は対象講座経費の40%（上限10万円）
- ②修了時は対象講座経費の10%（①と併せて上限12万5千円）
- ③合格時は対象講座経費の10%（①②と併せて上限15万円）
※受講終了後の支払いとなります。

○通学制（通信制との併用含む）

- ①開始時は対象講座経費の40%（上限20万円）
- ②修了時は対象講座経費の10%（①と併せて上限25万円）
- ③合格時は対象講座経費の10%（①②と併せて上限30万円）
※受講終了後の支払いとなります。

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、**受講開始前に**申請書を受付窓口へ提出し、あらかじめ講座の指定を受けなければなりません。

問い合わせ先



●各区 子育て支援課 家庭児童相談室
▶49・50ページへ